

令和7年6月10日
岐阜商工信用組合

岐阜県警察との「犯罪被害防止に関する協定」の締結について

岐阜商工信用組合（理事長 細野克也、以下「当組合」）は、岐阜県警察（刑事部長 吉實敏秋）と「犯罪被害防止に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

本協定は、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング等を手口とする詐欺（以下「特殊詐欺等」といいます。）をはじめとした金融サービスを悪用する犯罪を巡る深刻な情勢に鑑み、これら犯罪の被害の防止及び金融サービスの不正利用防止を目的とした取組を推進するために締結したものです。

当組合は、岐阜県警察と連携をはかり、特殊詐欺等の被害防止に貢献してまいります。

なお、本協定の概要は下記の通りです。

記

1. 協定の内容

（取組事項）

- ・ 詐欺被害のおそれがある取引又は金融サービスの不正利用のおそれがある取引を認知した場合には、岐阜県警察に対して必要な情報を迅速に提供する。
- ・ 特殊詐欺等の犯罪被害防止を推進するため、岐阜県警察と連携体制の構築に向けた具体的協議を進めるなど、適切に対応する。
- ・ 特殊詐欺等の被害防止及び預金口座の不正利用防止等のために、お客さまへの声掛け、広告物の掲示等による各種広報啓発活動を行う。

（情報提供）

- ・ 岐阜県警察からの照会等に基づき、お客さま等の財産の保護及び安全・安心を確保するために必要と認められる範囲で、岐阜県警察に対して情報を提供する。
- ・ 岐阜県警察は、特殊詐欺等の発生状況や手口等に関する情報について、被害防止及び金融サービスの不正利用防止のために必要と認められる範囲において、随時、当組合に提供する。

2. 締結日

令和7年6月9日（月）

以 上